

利根大堰周辺の治水と環境検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、利根川の151kmから154km（新堀排水機場～利根大堰下流部）を中心とした利根川の治水と環境が共存する川づくりについて検討することを目的とする。

(検討会)

第3条 本会は、利根川上流河川事務所が招集し、会務を総理する。

2. 本会において、検討を進めるにあたり必要に応じ、学識経験者の助言を仰ぐものとする。
3. 本会の会員の代理又は傍聴を希望する者は、予め会員を通じて申し込むものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年 8月10日から施行する。